

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）（抄）

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第二十七条の四 省略

25 省略

6 法第四十二条の四第一項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合における同条第三項第三号に規定する比較試験研究費の額の計算については、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）は、当該各号に定めるところによる。

一 合併後存続する法人で当該合併を適用年度において行つたもの 当該法人の基準年度（適用年度の開始の日前五年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度をいう。以下この項において同じ。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度については、当該各事業年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各事業年度に係る試験研究費の額とする。

イ 当該各事業年度に係る試験研究費の額

ロ 当該合併後存続する法人の当該各事業年度ごとに当該各事業年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別試験研究費の額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二 合併後存続する法人で当該合併を基準年度から適用年度の直前の事業年度までの事業年度において行つたものの 当該法人の基準年度から当該合併の日を含む事業年度までの各事業年度については、当該各事業年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各事業年度に係る試験研究費の額とする。

イ 当該各事業年度に係る試験研究費の額

ロ 当該合併後存続する法人の当該各事業年度ごとに当該各事業年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別試験研究費の額を合計した金額

三 合併により設立した法人 当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本の金額又は出資金額が最も多いもの（以下この項において「基準被合併法人」という。）の事業年度を当該合併により設立した法人の事業年度とみなした場合における基準年度から当該設立後最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度については、当該各事業年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各事業年度に係る試験研究費の額とする。

イ 基準被合併法人の当該各事業年度に係る試験研究費の額

ロ 基準被合併法人の当該各事業年度ごとに当該各事業年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人以外のものの月別試験研究費の額を合計した金額

7 前項に規定する月別試験研究費の額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度の試験研究費の額をそれぞれ当該各事業年度の月数で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

8・9 省略

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の八 省略

2 省略

3 法第四十二条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 内国法人 設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

二 省略

4 省略

5 法第四十二条の八第一項第三号に規定する中小企業者に該当する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合における前項に規定する総収入金額の合計額又は試験研究費の額の合計額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 合併後存続する法人で当該合併を基準日若しくは基準日前一年以内に行つたもの又は合併により設立した法人で基準日前一年以内に設立したもの 次に掲げる総収入金額又は試験研究費の額の合計額

イ 当該合併に係る各被合併法人の基準日の一年前の日を含む事業年度（以下この号において「一年前の事業年度」という。）の総収入金額又は試験研究費の額に、同日から当該各被合併法人の一年前の事業年度終了の日までの月数乗じてこれを当該各被合併法人の一年前の事業年度の月数で除して計算した金額の合計額

ロ 当該合併に係る各被合併法人の一年前の事業年度後の各事業年度の総収入金額又は試験研究費の額の合計額

ハ 当該合併後存続する法人又は合併により設立した法人の基準日前一年以内に開始した各事業年度の総収入金額又は試験研究費の額の合計額

二 合併により設立した法人で基準日がその設立の日であるもの 次に掲げる総収入金額又は試験研究費の額の合計額

イ 当該合併に係る各被合併法人の基準日の一年前の日を含む事業年度（以下この号において「一年前の事業

年度」という。)の総収入金額又は試験研究費の額に同日から当該各被合併法人の一年前の事業年度終了の日までの月数乗じてこれを当該各被合併法人の一年前の事業年度の月数で除して計算した金額の合計額
ロ 当該合併に係る各被合併法人の一年前の事業年度後の各事業年度の総収入金額又は試験研究費の額の合計額

6 15 省略

(製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の十一 省略

2 15 省略

16 製造業者が次の各号に掲げる法人に該当する場合における法第四十二条の十一第一項第二号に掲げる金額の計算については、当該製造業者の当該各号に規定する各事業年度の製品輸入額の合計額は、当該各号に定めるところによる。

一 合併後存続する法人で当該合併を適用年度において行つたもの 当該法人の平成元年四月一日を含む事業年度から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度については、当該各事業年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各事業年度に係る製品輸入額の合計額とする。

イ 当該各事業年度に係る製品輸入額の合計額

ロ 当該合併後存続する法人の当該各事業年度ごとに当該各事業年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別製品輸入額の合計額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二 合併後存続する法人で当該合併を平成元年四月一日を含む事業年度から適用年度の直前の事業年度までの事業年度において行つたもの 当該法人の同日を含む事業年度から当該合併の日を含む事業年度までの各事業年度については、当該各事業年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各事業年度に係る製品輸入額の合計額とする。

イ 当該各事業年度に係る製品輸入額の合計額

ロ 当該合併後存続する法人の当該各事業年度ごとに当該各事業年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別製品輸入額の合計額を合計した金額

三 合併により設立した法人 当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本の金額又は出資金額が最も多いもの(以下この項において「基準被合併法人」という。)の事業年度を当該合併により設立した法人の事業年度とみなした場合における平成元年四月一日を含む事業年度から当該設立後最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度については、当該各事業年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各事業年度に係る製品輸入額の合計額とする。

イ 基準被合併法人の当該各事業年度に係る製品輸入額の合計額

ロ 基準被合併法人の当該各事業年度ごとに当該各事業年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人以外のものの月別製品輸入額の合計額を合計した金額

17 前項に規定する月別製品輸入額の合計額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度の製品輸入額の合計額をそれぞれ当該各事業年度の月数で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

18 22 省略

(事業革新設備等の特別償却)

第二十八条の七 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定める法人は、産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定並びに同法第十七条第一項第一号及び第二項の確認を受けた法人(次項及び第三項において「特定認定事業者」という。)に係る同法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画(以下この項において「認定事業再構築計画」という。)に含まれた同法第二条第二項第一号に規定する関係事業者に該当する法人又は当該認定事業再構築計画に従つて合併により設立された法人(次項及び第三項において「合併新設法人」という。)とする。

2 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、商品若しくは役務の構成の変化、商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の効率化、国内における新たな需要の開拓又は商品の生産に係る費用の低減等の促進に著しく資するものとして大蔵大臣が指定する機械その他の減価償却資産(特定認定事業者又は合併新設法人が取得又は製作をするものにあつては、当該特定認定事業者又は合併新設法人の当該機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日を含む事業年度開始の日(次項において「基準日」という。))前一年以内に開始した各事業年度の総収入金額(棚卸資産の販売等(法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産の販売その他これに準ずるものとして大蔵省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))に係るものに限る。次項において同じ。)(。の合計額のうちに占める当該各事業年度の産業活力再生特別措置法第十七条第一項第一号に規定する特定業種以外の業種に属する事業(以下この項において「非指定事業」という。))に係る収入金額(棚卸資産の販売等に係るものに限る。次項において同じ。))の合計額の割合が三分の一を超える場合における当該非指定事業の用に供されるものを除く。)とする。

3 当該特定認定事業者又は合併新設法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合における前項に規定する総収入金額の合計額又は収入金額の合計額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 合併後存続する法人で当該合併を基準日若しくは基準日前一年以内に行つたもの又は合併により設立した法

人で基準日前一年以内に設立したもの 次に掲げる総収入金額又は収入金額の合計額

イ 当該合併に係る各被合併法人の基準日の一年前の日を含む事業年度（以下この号において「一年前の事業年度」という。）の総収入金額又は収入金額に、同日から当該各被合併法人の一年前の事業年度終了の日までの月数乗じてこれを当該各被合併法人の一年前の事業年度の月数で除して計算した金額の合計額

ロ 当該合併に係る各被合併法人の一年前の事業年度後の各事業年度の総収入金額又は収入金額の合計額

ハ 当該合併後存続する法人又は合併により設立した法人の基準日前一年以内に開始した各事業年度の総収入金額又は収入金額の合計額

二 合併により設立した法人で基準日がその設立の日であるもの 次に掲げる総収入金額又は収入金額の合計額
イ 当該合併に係る各被合併法人の基準日の一年前の日を含む事業年度（以下この号において「一年前の事業年度」という。）の総収入金額又は収入金額に同日から当該各被合併法人の一年前の事業年度終了の日までの月数乗じてこれを当該各被合併法人の一年前の事業年度の月数で除して計算した金額の合計額

ロ 当該合併に係る各被合併法人の一年前の事業年度後の各事業年度の総収入金額又は収入金額の合計額
4 省略
10 省略

（海外投資等損失準備金）

第三十二条の二 省略

2 省略
13 省略

14 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同項の海外投資等損失準備金を積み立てている場合において、当該海外投資等損失準備金に係る特定法人が合併により消滅し、かつ、当該合併に係る合併法人が特定法人であるときは、当該内国法人の当該合併の日における被合併法人である特定法人に係る同条第三項に規定する海外投資等損失準備金の金額（次項第二号の規定の適用に係るものを除く。）は、当該合併後においては、当該合併法人に係る海外投資等損失準備金の金額とみなして、同条第三項から第六項まで及び第九項から第十二項までの規定を適用する。

15 前項に規定する海外投資等損失準備金に係る特定法人が合併により消滅した場合において、次の各号に掲げる事実があるときにおける当該海外投資等損失準備金を積み立てている内国法人に対する法第五十五条第四項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該合併に係る合併法人が特定法人でない場合 被合併法人である特定法人が合併直前において特定法人でないこととなったものとみなして、法第五十五条第四項第二号の規定を適用する。

二 当該合併に係る合併法人が特定法人である場合において、当該内国法人が当該合併により当該合併法人から金銭その他の財産を取得するとき 当該内国法人が被合併法人である特定法人の合併直前における資本の減少により当該特定法人の株式等の一部を有しないこととなったものとみなし、かつ、当該金銭その他の財産を当該資本の減少による払戻しとして取得したものとみなして、法第五十五条第四項第一号の規定及び第十項第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法人税法第二十四条第一項第一号」とあるのは、「法人税法第二十四条第一項第四号」とする。

16 省略

第三十二条の三 省略

2 省略
9 省略

10 法第五十五条の二第一項に規定する法人が合併法人である場合における同項第一号に規定する当該法人が基準日において有していた特定海外債権の金額は、当該法人が合併後存続する法人であるときは、当該法人が基準日において有していた特定海外債権の金額に当該合併に係る被合併法人が当該基準日において有していた特定海外債権の金額を加算した金額とし、当該法人が合併により設立された法人であるときは、当該合併に係る被合併法人がそれぞれ当該基準日において有していた特定海外債権の金額の合計額とする。

（自由貿易地域投資損失準備金）

第三十二条の四 省略

2 省略
5 省略

6 法第五十五条の三第一項に規定する内国法人が同項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている場合において、当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人が合併により消滅し、かつ、当該合併に係る合併法人が認定法人であるときは、当該内国法人の当該合併の日における被合併法人である認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額で前事業年度から繰り越されたもの（次項第二号の規定の適用に係るものを除く。）は、当該合併後においては、当該合併法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額とみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

7 前項に規定する自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人が合併により消滅した場合において、次の各号に掲げる事実があるときにおける当該自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人に対する法第五十五条の三第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該合併に係る合併法人が認定法人でない場合 被合併法人である認定法人が合併直前において認定法人でないこととなったものとみなして、法第五十五条の三第二項第四号の規定を適用する。

二 当該合併に係る合併法人が認定法人である場合において、当該内国法人が当該合併により当該合併法人から金銭その他の財産を取得するとき 当該内国法人が被合併法人である認定法人の合併直前における資本の減

少により当該認定法人の株式等の一部を有しないこととなつたものとみなし、かつ、当該金銭その他の財産を当該資本の減少による払戻しとして取得したものとみなして、法第五十五条の三第二項第一号の規定及び第二項第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法人税法第二十四条第二項第一号」とあるのは、「法人税法第二十四条第一項第四号」とする。

(創業中小企業投資損失準備金)

第三十二条の五 省略

2 省略

3 法第五十五条の四第一項に規定する投資育成会社（以下この条において「投資育成会社」という。）が同項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている場合において、当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社が合併により消滅し、かつ、当該合併に係る合併法人が被出資会社（当該合併の直前において、当該投資育成会社がその株式を中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事業として保有している株式会社をいう。以下この条において同じ。）であるときは、当該投資育成会社の当該合併の日における被合併法人である特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額で前事業年度から繰り越されたもの（次項第二号の規定の適用に係るものを除く。）は、当該合併後においては、当該合併法人に係る創業中小企業投資損失準備金の金額とみなして、法第五十五条の四第六項及び第七項の規定を適用する。

4 前項に規定する創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社が合併により消滅した場合において、次の各号に掲げる事実があるときにおける当該創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社に対する法第五十五条の四第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該合併に係る合併法人が被出資会社でない場合 投資育成会社が合併直前において特定会社の株式の全部を有しないこととなつたものとみなして、法第五十五条の四第二項第一号の規定を適用する。

二 当該合併に係る合併法人が被出資会社である場合において、当該投資育成会社が当該合併により当該合併法人から金銭その他の財産を取得するとき 当該投資育成会社が被合併法人である特定会社の合併直前における資本の減少により当該特定会社の株式の一部を有しないこととなつたものとみなし、かつ、当該金銭その他の財産を当該資本の減少による払戻しとして取得したものとみなして、法第五十五条の四第二項第一号の規定及び第一項第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法人税法第二十四条第一項第一号」とあるのは、「法人税法第二十四条第一項第四号」とする。

(電子計算機買戻損失準備金)

第三十二条の十二 省略

2 法第五十六条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の同項に規定する電子計算機（以下第四項までにおいて「電子計算機」という。）の販売に係る収入金額で同条第三項に規定する特約に係るもの（以下この項において「特約付販売による収入金額」という。）の合計額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「特別買戻損失の発生割合」という。）を乗じて計算した金額とする。

一 法第五十六条の四第一項に規定する法人（以下第四項までにおいて「製造業者等」といい、当該製造業者等が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人を含む。次号において同じ。）の当該事業年度開始の日の七年前の日の前日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各事業年度（次号において「基準年度」という。）の特約付販売による収入金額の合計額

二 省略

3 6 省略

(中小企業の貸倒引当金の特例)

第三十三条の八 省略

2 省略

3 平成十年四月一日に存する法人（同日後に行われた合併に係る合併法人にあつては、当該法人及び当該合併に係る被合併法人のすべてが同日に存していた合併法人に限る。）は、前項の規定にかかわらず、法第五十七条の九第一項に規定する政令で定める金銭債権は第一号に掲げる金銭債権とし、同項に規定する政令で定める金額は第二号に掲げる金額とすることができる。

一 当該法人の当該事業年度終了の時における法第五十七条の九第一項の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（次号において「一般売掛債権等」という。）のすべて

二 当該法人の当該事業年度終了の時における一般売掛債権等の額に、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始した各事業年度終了の時における一般売掛債権等の額の合計額（平成十年四月一日後に合併をした法人については、当該各事業年度終了の時において当該合併に係る合併法人及び被合併法人がそれぞれ有していた一般売掛債権等の額の合計額）のうちに当該各事業年度終了の時における前項に規定する債権とみられない部分の金額の合計額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額

4 省略

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の三 法第六十一条の三第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得及び合併による取得とする。

25 省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 省略

26 省略

4 法第六十二条の三第二項第二号に規定する収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該収益の額につき法人税法第六十二条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額によるものとする。

一 省略

四 法第六十二条の三第二項第一号二に掲げる行為をした場合 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 法第六十二条の三第二項第一号二の合併に係る被合併法人 同号二に規定する土地等につき合併法人が付した帳簿価額に(1)に掲げる金額のうちに(2)に掲げる金額の占める割合(次項第四号において「被合併法人割合」という。)を乗じて計算した金額

(1) 当該土地等につき合併法人が付した帳簿価額から合併直前における帳簿価額を控除した金額

(2) 被合併法人の法人税法第十四号に規定する株主等がその合併により合併法人から交付を受ける合併法人の株式の価額の総額及び当該交付を受ける金銭その他の資産の価額の総額の合計額から被合併法人の純資産の帳簿価額(被合併法人が合併法人に引き継いだ資産につき合併直前に付していた帳簿価額から合併法人に引き継いだ債務につき合併直前に付していた帳簿価額を控除した金額をいう。)を控除した金額

ロ 法第六十二条の三第二項第一号二の合併に係る合併法人 同号二に規定する土地等につき当該法人が付した帳簿価額からイに定める金額を控除した金額

五 省略

5 法第六十二条の三第二項第二号に規定する原価の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、当該原価の額につき法人税法第六十二条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額によるものとする。

一 省略

四 法第六十二条の三第二項第一号二に掲げる行為をした場合 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 法第六十二条の三第二項第一号二の合併に係る被合併法人 同号二に規定する土地等の合併直前の帳簿価額に被合併法人割合を乗じて計算した金額

ロ 法第六十二条の三第二項第一号二の合併に係る合併法人 同号二に規定する土地等の合併直前の帳簿価額からイに定める金額を控除した金額

五 省略

6 法第六十二条の三第二項第二号に規定する直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該土地等の譲渡に係る収益の額及び費用の額につき法人税法第六十二条第一項に規定する延払基準の方法により経理しているときは、当該合計額につき当該方法を適用した場合の金額とする。

一 法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等(以下この条において「土地の譲渡等」という。)

に係る土地等又は株式を取得した日(同号二に掲げる行為に係る土地等については、その合併に係る被合併法人が当該土地等を取得した日。以下この項において「取得日」という。)から当該土地の譲渡等をした日(以下この号において「譲渡日」という。)までの期間(以下この号において「保有期間」という。)内においてこれらの資産の保有のために要した負債の利子の額として、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額に百分の六の割合を乗じて計算した金額

イ 省略

二 省略

7 28 省略

29 次の各号に掲げる土地等は、当該法人により当該各号に定める日において取得をされたものとみなして、第六項から第八項までの規定を適用する。

一 合併により受け入れた土地等(平成四年一月一日以後に行われる合併により受け入れた土地等でイ及びロに掲げるものを除く。)

当該合併に係る被合併法人が当該土地等の取得をした日

イ その有する資産の価額の総額のうちに土地等の価額の合計額の占める割合が百分の七十以上である被合併法人との合併(当該合併に係る合併法人又は被合併法人とこれらの法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五以上の株式の数又は出資の金額を平成三年十二月三十一日から当該合併の時まで引き続き有する法人との間で行われたものを除く。)

により受け入れた土地等

ロ 合併により受け入れた土地等のうち、合併法人が合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付した土